

# 大船渡地区環境衛生組合議会会議録

令和7年12月26日招集

第2回臨時会

大船渡地区環境衛生組合



大船渡地区環境衛生組合告示第8号

令和7年大船渡地区環境衛生組合議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年12月19日

大船渡地区環境衛生組合  
管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

- 1 期 日 令和7年12月26日（金）午後1時
- 2 場 所 大船渡市役所 議員控室



令和7年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回臨時会議事日程表

議事日程第1号

令和7年12月26日（金） 午後1時開議

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会期の決定   |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第3 | 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第2号 令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて                       |

出席議員（10名）

議長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1番	岡澤 駿 君	2番	渡辺 徹 君
4番	森 亨 君	5番	金野 千津 君
6番	船砥 英久 君	7番	山本 和義 君
8番	森 操 君	10番	今野 善信 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	渕上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	藤枝 修 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	新沼 優 君
住田町住民税務課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	熊谷小百合 君
書記	今野 浩一 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 7 年 大船渡地区環境衛生組合議会 第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、10 名全員であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、「令和 7 年度 10 月分」の一般会計並びに歳計外現金の例月現金出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（西風雅史君） それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（西風雅史君） 次に、日程第 1、「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、8 番森操君、9 番佐々木信一君の両名を指名いたします。

次に、日程第 3、議案第 1 号「一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第 1 号について説明いたします。議案書の「議案第 1 号」をお開き願います。

議案第 1 号、「一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」一般職の職員の給与に関する条例及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由でございまして、岩手県の例に準じまして、一般職の職員の給与を改定しようとするものでございます。今回の改定は、令和 7 年 10 月に行われました岩手県人事委員会勧告に準じ行うものでございます。なお、当組合を構成する大船渡市及び住田町におきましては、いずれも本条例案同様の規定とされているところであります。条例案につきましては、別冊に

てお配りしております「管理者提出条例議案」をお開き願います。

内容につきましては、別冊の「議案第1号説明要旨」により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第1号説明要旨。1本則第1条による改正。表1の項。第17条宿日直手当の支給限度額を引き上げるものでございます。第22条令和7年12月期について、正規職員の期末手当の支給割合を100分の125から100分の127.5に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の70から100分の72.5に引き上げるものでございます。第23条 令和7年12月期について、正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の105から100分の107.5に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の50から100分の52.5に引き上げるものでございます。別表第1行政職の職員の給料月額の一部を引き上げるものでございます。表2の項、第13条 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を51,500円から66,400円に引き上げるものでございます。第2条による改正。第22条。令和8年4月1日以降の正規職員の期末手当の支給割合を100分の126.25に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の71.25に改めるものでございます。第23条。令和8年4月1日以降の正規職員の勤勉手当の支給割合を100分の106.25に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を100分の51.25に改めるものでございます。第3条による改正。第7条特定任期付職員の給料月額を引き上げるものでございます。第8条令和7年12月期について、特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の95から100分の97.5に引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を100分の87.5から100分の90に引き上げるものでございます。2ページをお開き願います。第4条による改正。第8条、令和8年4月1日以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の96.25に改めるとともに、勤勉手当の支給割合を100分の88.75に改めるものでございます。

2附則。第1条この条例の施行期日等を定めるものでございます。第2条、令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めるものでございます。第3条 第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなすことを定めるものでございます。第4条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。

次に、「議案第1号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第1号」は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第4、議案第2号「令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）を定めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお開き願います。

議案第2号。令和7年度大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算、第2号を定めることについて。令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算、第2号を別冊のとおり

定めることについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。それでは、別冊の「令和 7 年度 大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）」により説明させていただきます。1 ページをお開き願います。令和 7 年度 大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算第 2 号でございます。令和 7 年度 大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによります。歳入・歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ 278 万 5 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ 2 億 4,250 万 5 千円とする。第 2 項、歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入・歳出予算補正」による。2 ページをお開き願います。第 1 表、歳入・歳出予算補正。歳入でございます。款・項・補正額 の順に申し上げます。4 款繰越金 1 項繰越金 278 万 5 千円の増。次に、歳出でございます。款・項・補正額の順に申し上げます。2 款総務費 1 項総務管理費 278 万 5 千円の増。このことから、歳入歳出の合計額を、歳入・歳出とも 2 億 4,250 万 5 千円とするものでございます。補正予算に関する説明でございますが、最初に、6 ページをお開き願います。3 歳出でございます。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費につきまして、給与条例改正及び職員の異動に伴い、不足する人件費 278 万 5 千円を計上しておりますが、決算状況により、繰越金において調整を行うものでございます。前のページに戻りまして、5 ページをお開き願います。2 歳入でございます。4 款、1 項、1 目 繰越金につきまして、歳出と同額の 278 万 5 千円の増額補正を行っているところでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、「議案第 2 号」について、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第 2 号」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員であります。よって、「議案第 2 号」は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これもちまして、「令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回臨時会」を閉会といたします。

本日はたいへん、ご苦労さまでした。

午後 1 時 15 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員